

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	証券会社の連結規制・監督に係る総資産基準額の規定		
担当部局	金融庁総務企画局市場課	電話番号：03-3506-6000(内線3618)	e-mail: RIA@fea.go.jp
評価実施時期	平成22年10月22日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 証券会社の連結規制・監督に係る総資産基準額を1兆円とする。</p> <p>【現状】 証券会社(第一種金融商品取引業者)については、投資者保護及び市場の公正性・透明性を確保する観点から、市場仲介者としての業務運営の適切性の確保や顧客資産の適正管理等を図るために必要なものとして、証券会社に対する単体ベースの規制・監督が基本となっている。</p> <p>【問題点】 証券会社の組織の巨大化・複雑化(グループ化)が進み、当局によるグループ全体の経営管理状況やリスク状況の把握が困難な場合も存在するようになってきている。そのため、大規模な証券会社がグループ一体として金融業務を行っている場合に、当該証券会社がグループ内の会社からもたらされる財務・業務上の問題等によって突如の破綻等に至ることで、証券会社の市場仲介機能が不全に陥り、広範な投資者に悪影響が及び、ひいては金融システムへの悪影響が及ぶことが懸念される。</p> <p>【目的及び必要性】 上記の問題に対応し、金融システムの安定に資するため、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年法律第32号)において、現行の単体ベースの規制・監督ではその業務やリスク等の全体像の把握が困難な証券会社について、連結自己資本規制等、連結ベースの規制・監督が導入されることに伴い、その対象となる証券会社の総資産基準額を規定する必要がある。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引法施行令第17条の2の2	
想定される代替案	代替案1	証券会社の連結規制・監督に係る総資産基準額を10兆円とする。	
	代替案2	証券会社の連結規制・監督に係る総資産基準額を1,000億円とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案1の場合	代替案2の場合
(遵守費用)	総資産の額が1兆円を超える証券会社について、連結事業報告書等の作成・届出、連結自己資本規制比率の算定等に伴う費用が発生する。	総資産の額が10兆円を超える証券会社について、連結事業報告書等の作成・届出、連結自己資本規制比率の算定等に伴う費用が発生する。	総資産の額が1,000億円を超える証券会社について、連結事業報告書等の作成・届出、連結自己資本規制比率の算定等に伴う費用が発生する。
(行政費用)	総資産の額が1兆円を超える証券会社に係る届出書の受理等に伴う費用が発生する。また、当該証券会社に対する早期是正措置等に伴う監督上の費用が発生する。	総資産の額が10兆円を超える証券会社に係る届出書の受理等に伴う費用が発生する。また、当該証券会社に対する早期是正措置等に伴う監督上の費用が発生する。	総資産の額が1,000億円を超える証券会社に係る届出書の受理等に伴う費用が発生する。また、当該証券会社に対する早期是正措置等に伴う監督上の費用が発生する。
(その他の社会的費用)	新たな費用は発生しない。	新たな費用は発生しない。	新たな費用は発生しない。
規制の便益		代替案1の場合	代替案2の場合
	連結規制・監督の対象となる証券会社の総資産基準額を1兆円とすることにより、国内証券会社の累計総資産額の9割以上を保有する証券会社が属するグループ内の会社からもたらされる財務・業務上の問題等を当局が事前に把握し、早期に適切な対応を図ることが可能となり、ひいては金融システムの安定に資すると考えられる。	連結規制・監督の対象となる証券会社の総資産基準額を10兆円とすることにより、国内証券会社の累計総資産額の5割程度を保有する証券会社が属するグループ内の会社からもたらされる財務・業務上の問題等を当局が事前に把握し、早期に適切な対応を図ることが可能となり、ひいては金融システムの安定に資すると考えられる。	連結規制・監督の対象となる証券会社の総資産基準額を1,000億円とすることにより、国内証券会社の累計総資産額の9割以上(本案を若干上回る程度)を保有する証券会社が属するグループ内の会社からもたらされる財務・業務上の問題等を当局が事前に把握し、早期に適切な対応を図ることが可能となり、ひいては金融システムの安定に資すると考えられる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析) 本案については、今般の改正により、遵守費用及び行政費用が発生することとなる一方、国内証券会社の累計総資産額の9割以上を保有する証券会社に対する規制の充実が図られる。こうした便益の増加というプラスの効果は、金融システムの安定に資するものであり、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>(代替案1との比較) 代替案1については、遵守費用及び行政費用において本案を下回るものと考えられる。しかしながら、代替案1においては、国内証券会社の累計総資産額の5割程度を保有する証券会社に対する規制の充実が図られるのに対して、本案においては、国内証券会社の累計総資産額の9割以上を保有する証券会社に対する規制の充実が図られるものであり、金融システムの安定に資するという便益の効果は本案と比較して限定的なものになると考えられる。</p> <p>(代替案2との比較) 代替案2については、本案に比べ、規制の対象となる証券会社の数が増加する(2010年7月末時点で、本案の倍程度になる)ことから、遵守費用及び行政費用において本案を上回るものと考えられる。しかしながら、代替案2においては、国内証券会社の累計総資産額の9割以上(本案を若干上回る程度)を保有する証券会社に対する規制の充実が図られるものであり、金融システムの安定に資するという便益の効果は本案と大差がないと考えられる。</p> <p>したがって、これらを総合的に勘案すると、本案による改正が適当であると考えられる。</p>		
有識者の見解その他関連事項	金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告「今次の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築」(平成21年12月9日)において、「現在、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者のうち、国際的に活動するグループについては、監督上の措置としてグループ全体での財務状況の把握等が行われているところであるが、(中略)一定の基準を満たす業者に対して、制度上明確に手当てされた連結ベースの規制・監督等を導入することについて検討が必要である。」とされている。		
レビューを行う時期又は条件	金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。		
備考			